



山形県公報

平成19年7月27日(金)
第1861号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                 |                   |      |
|-----------------|-------------------|------|
| 家畜伝染病発生の届出..... | (工コ農業推進課) ...     | 1085 |
| 公共測量の実施の通知..... | (管理課) ...         | 同    |
| 道路の区域の変更.....   | (置賜総合支庁建設総務課) ... | 1086 |
| 県道の供用の開始.....   | (同) ...           | 同    |
| 道路の位置の指定.....   | (村山総合支庁建築課) ...   | 同    |

### 公 告

|                            |                   |      |
|----------------------------|-------------------|------|
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請.....  | (置賜総合支庁企画振興課) ... | 同    |
| 同.....                     | (同) ...           | 1087 |
| 県営住宅入居者の一般公募.....          | (村山総合支庁建築課) ...   | 同    |
| 同.....                     | (庄内総合支庁建築課) ...   | 1091 |
| 山形県企業局水道用水供給事業に係る情報提供..... | (企業局) ...         | 1094 |

## 告 示

### 山形県告示第745号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことを発見したことについて次のとおり届出があった。

平成19年7月27日

山形県知事 齋 藤 弘

| 家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 患畜、疑似患畜の別 | 頭数 | 発生場所                  | 発生年月日     |
|----------|-------|-----------|----|-----------------------|-----------|
| ヨネ病      | 牛     | 患畜        | 1  | 最上郡大蔵村大字清水字ウト山4088-45 | 平成19.7.17 |

### 山形県告示第746号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、独立行政法人都市再生機構山形都市開発事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成19年7月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 公共測量を実施する地域  
山形市大字松原地域
- 公共測量を実施する期間  
平成19年7月17日から平成20年3月19日まで
- 作業の種類  
公共測量(4級基準点測量)

## 山形県告示第747号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成19年7月27日から同年8月9日まで縦覧に供する。

平成19年7月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 米沢南陽白鷹線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                 | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長          |
|-------------------|---|------|----------|-------------|
| 南陽市大字漆山字小林2160番から |   | 旧    | 11.6メートル | メートル<br>217 |
| 同 字上達2240番まで      |   |      | 3.0      |             |
| 南陽市大字漆山字小林2160番から |   | 新    | 13.7メートル | メートル<br>178 |
| 同 字上達2177番2まで     |   |      | 11.6     |             |
| 南陽市大字漆山字小林2160番から |   | 新    | 11.6メートル | メートル<br>217 |
| 同 字上達2240番まで      |   |      | 3.0      |             |
| 同                 | 上 |      | 23.0メートル | メートル<br>234 |
|                   |   |      | 7.0      |             |

## 山形県告示第748号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成19年7月27日から同年8月9日まで縦覧に供する。

平成19年7月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 米沢南陽白鷹線
- 2 供用開始の区間 南陽市大字漆山字小林2160番から  
同 字上達2240番まで
- 3 供用開始の期日 平成19年7月27日

## 山形県告示第749号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

平成19年7月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 指定の番号 私道村総建第103号
- 2 指定の場所 東根市大字板垣新田字麓114 - 30の一部、114 - 80、114 - 81の一部
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル  
延長49.259メートル
- 4 指定年月日 平成19年7月17日

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成19年7月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成19年7月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 あすなるの会
  - (2) 代表者の氏名  
鈴木 睦夫
  - (3) 主たる事務所の所在地  
米沢市窪田町窪田1400番地
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、要介護者及びその家族に対して、介護及び支援に関する事業を行い、高齢者の保健、福祉の向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成19年7月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成19年7月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 長井まちづくりNPOセンター
  - (2) 代表者の氏名  
小幡 知之
  - (3) 主たる事務所の所在地  
長井市十日町一丁目10番23号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、市民活動の豊かで健全な発展と、「歴史・文化・自然 - 水・緑・花 - 」など地域資源を活かした市民主体のまちづくりを実現するため、まちづくり観光交流の促進、美しい景観・環境づくりの推進、新たな生活産業の創出、伝統や歴史文化の伝承と発信、まちづくりやNPO活動に関する調査研究・普及啓発・相談助言などの事業を市民の善意とボランティア精神をもって行い、市民、企業、行政が連携しそれぞれの責任を果たす市民社会の実現と市民公益に寄与することを目的とする。

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成19年7月27日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

| 名称               | 所在地                | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分                 | 家賃                      |                                        |                                        |                                        |                                        | 敷金     | 摘要                       |                                        |
|------------------|--------------------|------|-------------------------------|------|--------------------|-------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|--------|--------------------------|----------------------------------------|
|                  |                    | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用積<br>面<br>平方メートル |      |                    | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を<br>超え153,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を<br>超え178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を<br>超え200,000円<br>以下の者 | 収入が200,000円<br>を<br>超え238,000円<br>以下の者 |        |                          | 収入が238,000円<br>を<br>超え268,000円<br>以下の者 |
| 県営五十鈴アパ<br>ート1号  | 山形市大野目二<br>丁目2-52  | 3K   | 51.2                          | 1    | 一般用                | 14,900                  | 18,100                                 | 21,400                                 | 24,700                                 | 26,000                                 | 26,000 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額 |                                        |
| 同 南山形アパ<br>ート1号  | 同 南松原一<br>丁目9-5    | 3DK  | 63.1                          | 1    | 同                  | 23,000                  | 27,900                                 | 32,900                                 | 38,000                                 | 43,900                                 | 50,400 |                          |                                        |
| 同 桜町アパー<br>ト2号   | 同 桜町四丁<br>目12-20   | 同    | 61.0                          | 1    | 同                  | 20,400                  | 24,800                                 | 29,300                                 | 33,800                                 | 39,100                                 | 42,500 |                          |                                        |
| 同 深町アパー<br>ト1号   | 同 深町一丁<br>目7-39    | 同    | 62.6                          | 2    | 同                  | 22,200                  | 27,000                                 | 31,900                                 | 36,800                                 | 42,500                                 | 44,900 |                          |                                        |
| 同 きたまちア<br>パート1号 | 同 桜町三丁<br>目2-15    | 2LDK | 66.5                          | 1    | 同                  | 25,600                  | 31,000                                 | 36,700                                 | 42,300                                 | 48,900                                 | 56,100 |                          |                                        |
| 同 3号             | 同 2-9              | 3DK  | 66.5                          | 1    | 同                  | 25,600                  | 31,000                                 | 36,700                                 | 42,300                                 | 48,900                                 | 56,100 |                          |                                        |
| 同 同              | 同 同                | 2LDK | 66.5                          | 1    | 同                  | 25,600                  | 31,000                                 | 36,700                                 | 42,300                                 | 48,900                                 | 56,100 |                          |                                        |
| 同 あたごアパ<br>ート    | 同 小白川町<br>五丁目27-15 | 3LDK | 71.9                          | 2    | 同                  | 28,900                  | 35,100                                 | 41,500                                 | 47,900                                 | 55,300                                 | 63,500 |                          |                                        |
| 同 土屋倉アパ<br>ート1号  | 同 土屋倉アパ<br>ート1号    | 3DK  | 51.8                          | 1    | 同                  | 12,800                  | 15,600                                 | 18,400                                 | 21,300                                 | 24,600                                 | 28,200 |                          |                                        |
| 同 2号             | 同 同                | 3DK  | 51.8                          | 1    | 同                  | 13,000                  | 15,700                                 | 18,600                                 | 21,500                                 | 24,800                                 | 28,500 |                          |                                        |
| 同 金生アパー<br>ト     | 同 金生一丁<br>目13-13   | 3K   | 44.4                          | 1    | 同                  | 10,600                  | 12,800                                 | 14,800                                 | 14,800                                 | 14,800                                 | 14,800 | 単身可                      |                                        |
| 同 長岡アパー<br>ト3号   | 同 長岡アパー<br>ト3号     | 3DK  | 70.6                          | 1    | 同                  | 26,400                  | 32,000                                 | 37,900                                 | 43,700                                 | 50,500                                 | 58,000 |                          |                                        |
| 同 天童駅西ア<br>パート2号 | 同 天童駅西二丁<br>目2-30  | 同    | 61.0                          | 1    | 同                  | 18,700                  | 22,700                                 | 26,800                                 | 30,900                                 | 35,700                                 | 41,000 |                          |                                        |
| 同 天童南部ア<br>パート3号 | 同 天童南部ア<br>パート3号   | 2LDK | 66.3                          | 1    | 特定目的用<br>(高齢・身障者用) | 24,400                  | 29,700                                 | 35,100                                 | 40,500                                 | 46,800                                 | 53,700 |                          |                                        |

|                  |                          |     |      |   |     |        |        |        |        |        |        |  |
|------------------|--------------------------|-----|------|---|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--|
| 同 中原アパー<br>ト1号   | 東村山郡中山町<br>大字長崎881-<br>2 | 3DK | 69.4 | 1 | 一般用 | 22,600 | 27,400 | 32,400 | 37,400 | 43,200 | 49,600 |  |
| 同 東根中央ア<br>パート2号 | 東根市中央四丁<br>目3-2          | 同   | 64.2 | 1 | 同   | 20,000 | 24,300 | 28,700 | 33,100 | 38,300 | 44,000 |  |
| 同 楯岡アパー<br>ト     | 村山市楯岡笛田<br>四丁目6-23       | 同   | 54.6 | 2 | 同   | 13,500 | 16,300 | 19,300 | 22,300 | 25,800 | 29,600 |  |

(注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障がい者がある場合には、その障がい者1人につき 270,000円(その者が特別障がい者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障がい者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

a 身体障がい 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで

b 精神障がい(知的障がいを除く。)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障がい bに規定する精神障がいの程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者又は昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上又は昭和31年4月1日以前に生まれた者若しくは18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障がいの程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、入居申込みに係る過去1年間のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成19年8月3日~同月9日まで(月曜日は休館日となります。)(受付時間AM10:00~PM6:00)  
(ただし、郵送の場合は、平成19年8月9日までの消印のあるものに限り有効とする。)

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階  
山形県すまい情報センター

## 5 入居の時期 平成19年10月1日

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成19年7月27日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

| 名称               | 所在地                | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 敷金          | 摘要          |                                    |                                    |
|------------------|--------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------|-------------|------------------------------------|------------------------------------|
|                  |                    | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用積<br>面<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え153,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を超え178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を超え200,000円<br>以下の者 |             |             | 収入が200,000円<br>を超え238,000円<br>以下の者 | 収入が238,000円<br>を超え268,000円<br>以下の者 |
| 県営東部アパ<br>ート3号   | 鶴岡市朝陽町6<br>-6      | 3DK  | 58.0                          | 1    | 一般用 | 15,400<br>円             | 18,700<br>円                        | 22,100<br>円                        | 25,500<br>円                        | 29,500<br>円 | 33,800<br>円 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           |                                    |
| 同 茅原アパ<br>ート1号   | 同 茅原字草<br>見鶴16-1   | 同    | 63.5                          | 1    | 同   | 17,200                  | 20,800                             | 24,600                             | 28,400                             | 32,800      | 37,700      |                                    |                                    |
| 同 末広アパ<br>ート3号A  | 同 末広町23<br>-60     | 2LDK | 69.3                          | 1    | 同   | 23,000                  | 27,900                             | 32,900                             | 38,000                             | 43,900      | 50,400      |                                    |                                    |
| 同 川南アパ<br>ート1号   | 酒田市若宮町二<br>丁目1-1   | 2DK  | 51.2                          | 1    | 同   | 15,800                  | 19,100                             | 22,600                             | 26,100                             | 30,200      | 34,700      |                                    | 単身可                                |
| 同 かがねアパ<br>ート2号C | 同 かがね町<br>一丁目21-11 | 3DK  | 63.9                          | 1    | 同   | 17,900                  | 21,700                             | 25,700                             | 29,600                             | 34,200      | 39,300      |                                    |                                    |
| 同 鳥海アパ<br>ート2号D  | 同 富士見町<br>三丁目2-118 | 同    | 69.2                          | 1    | 同   | 23,300                  | 28,200                             | 33,400                             | 38,600                             | 44,500      | 51,100      |                                    |                                    |
| 同 北新町アパ<br>ート    | 同 北新町一<br>丁目1-58   | 同    | 64.3                          | 1    | 同   | 24,000                  | 29,200                             | 34,500                             | 39,800                             | 46,000      | 52,800      |                                    |                                    |



（注）「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障がい者がある場合には、その障がい者1人につき 270,000円（その者が特別障がい者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障がい者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

a 身体障がい 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

b 精神障がい（知的障がいを除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障がい bに規定する精神障がいの程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者又は昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上又は昭和31年4月1日以前に生まれた者若しくは18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障がいの程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、入居申込みに係る過去1年間のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成19年8月6日～同月11日まで（土・日曜日は休館日となります。）（受付時間AM10:00～PM5:00）（ただし、郵送の場合は、平成19年8月11日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 庄内事務所

## 5 入居の時期 平成19年10月上旬

水道法（昭和32年法律第177号）第31条において準用する同法第24条の2の規定により、定期水質検査の結果等について、各広域水道用水供給事業の年報を作成し、県行政情報センター、各総合支庁窓口、県立図書館及び市町村立図書館に配備し、情報提供を行った。

その概要は、次のとおりである。

平成19年7月27日

山形県企業管理者 遠藤 克二

### 1 水質検査結果

平成18年度に実施した1日1回行う色、濁り及び消毒の残留効果に関する検査並びに概ね1箇月ごとに行う水質基準に関する検査について、すべての広域水道用水供給事業において基準を満たしている。

### 2 事業実施体制

本局（総務企画課及び水道課）、置賜地区水道事務所、村山地区水道事務所、最上地区水道事務所及び庄内地区水道事務所（本所及び平田支所）

### 3 費用

#### (1) 置賜広域水道用水供給事業

建設事業費 112億円、平成17年度総費用 545,260,978円

#### (2) 村山広域水道用水供給事業

建設事業費 679億円、平成17年度総費用 3,038,845,619円

#### (3) 最上広域水道用水供給事業

建設事業費 101億円、平成17年度総費用 623,567,030円

#### (4) 庄内広域水道用水供給事業

建設事業費 699億円、平成17年度総費用 2,553,884,091円